

理 由 説 明 書

令和 7 年 12 月 22 日
内 閣 府

令和 7 年 9 月 22 日付けで提起された内閣府食品安全委員会事務局長(以下「処分庁」という。)による行政文書開示決定処分(令和 7 年 6 月 23 日付け府食第 453 号。以下「原処分」という。)に対する審査請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであると考えます。

記

1. 本件審査請求の趣旨及び理由について

(1) 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

① 法第 5 条第 5 号の不開示事由該当性

ア 処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件開示請求に係る行政文書のうち、「委員が特定される部分及び公にすることについて委員の了解が得られなかった部分は、これを公にすることにより、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、法 5 条 5 号に該当する」と主張する。

イ 原処分の誤り

しかし、本件リスク評価はすでに終了しており、令和 6 (2024) 年 6 月 25 日付で評価書はとりまとめられていることからすれば、委員が特定される部分を公にしたとしても、率直な意見交換が不当に損なわれるということは起こりえない。

その他、不開示事由該当性を裏付ける事実は立証されていない。

したがって、法 5 条 5 号の不開示事由に該当しないことは明らかである。

よって、処分庁の主張は理由がない。

② 法 5 条 6 号柱書の不開示事由該当性

ア 処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件開示請求にかかる行政文書のうち、「委員が特定される部分及び公にすることについて委員の了解が得られなかった部分は、これを公にすることにより、・・・率直な意見交換が担保されなければ、今後の同種の会議等において参加する委員等が率直な意見の表出を躊躇し、自由闊達な議論に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書に該当する」と主張する。

イ 原処分の誤り

しかし、参加した委員はすべて、日本を代表する科学者であり、最新の科学的知見に基づく意見を述べ議論をするのが職務である以上、委員が特定される部分を明らかにしたとしても、率直な科学的意見交換が行われなくなるということは、およそあり得ない。

実際、公開のワーキンググループでは、公開された議事録には委員名が記され、各自が担当分野について科学的な意見を堂々と述べているのであるから（資料1）、委員が特定される部分を公にすることによって、どのような理由で率直な科学的意見交換が担保されなくなるのか、理解に苦しむ。

また、仮に、委員が特定される部分を明らかにすることによって率直な意見交換が担保されなくなるとしても、そのことにより、なぜ、今後の同種の会議において、率直な意見交換に支障をきたすことになるのか、全く意味不明である。

処分庁は、これらの支障をきたす「おそれ」のあることについて、なんらの主張立証もしていない。

したがって、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は認められず、法5条6号柱書の不開示事由に該当しないことは明らかである。

よって、処分庁の主張は理由がない。

※上記の（資料1）とは、「食品安全委員会有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ第7回議事録」である。（添付省略）

2. 本件開示請求及び原処分について

（1）本件開示請求について

本件開示請求は、別添1に掲げる文書の開示を求めるものである。

（2）原処分について

処分庁においては、本件開示請求に対し、開示請求にかかる対象文書の特定を行ったが、特定した行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあることから、行政機関の保有する

情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 11 条の規定を適用し、令和 7 年 6 月 23 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については令和 7 年 7 月 23 日までに開示決定等を行うこととし、令和 7 年 5 月 23 日付け府食第 381 号により、審査請求人にその旨通知した。

その後、令和 7 年 6 月 23 日、処分庁においては、別添 2 に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、別表のとおり、その一部を開示する原処分を行った。

3. 原処分の妥当性について

(1) PFAS ワーキンググループ打合せ会について

PFAS ワーキンググループの打合せ会（以下「打合せ会」という。）は、ワーキンググループでの議論を円滑に進めるために、分野ごとに関係している委員を招集し、評価の方針に影響を及ぼさない打合せとして非公開で行われたものである。

(2) 不開示部分の不開示情報該当性について

処分庁においては、本件対象文書について、以下のとおり、法第 5 条各号の該当性を十分に検討した上で、原処分を行った。

開示決定文書に係る不開示部分は、非公開を前提に行われた打合せ会で各委員から出された意見等に係る部分であり、当該打合せ会の資料のうち、委員名、他の公表情報との紐付けや資料の形式等から意見等を表明した委員が特定されうると事務局にて判断した部分、及び委員が特定されない意見等のうち開示について委員の同意が得られなかった部分である。

非公開を前提として行われた作業における議論についても将来的に公開されてしまうという認識が各委員に広がり、今後の食品安全委員会が行う打合せ会などで率直な意見交換が損なわれ、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため法第 5 条第 5 号及び第 6 号の不開示理由に該当するものとする。

よって、本件対象文書の一部を不開示とした判断は、妥当である。

4. 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であるとする。

以 上

別添1 開示請求文書

【PFAS ワーキンググループ】

1. 別紙2「PFAS ワーキンググループ準備作業への参加者一覧」記載の全24回の「準備作業」に関連して食品安全委員会において作成・取得された、下記1)ないし7)に関する一切の記録（録音データ、文書、メールを含むが、これに限らない）

記

- 1) 準備作業の際、委員に示された資料
 - 2) 準備作業の際、委員に示された文献リスト
 - 3) 準備作業での打ち合わせや討議などの内容を記録したもの
 - 4) 準備作業での討議などをもとに作成された評価書案の原案
 - 5) 上記2)の文献リストについて委員のコメントを記録したもの
 - 6) 上記5)の評価書案原案について委員のコメントを記録したもの
 - 7) その他
2. メール
- 2023（令和5）年1月1日から2024（令和6）年6月30日までに、PFASワーキンググループ座長の姫野誠一郎氏と食品安全委員会事務局との間でやりとりされたメール、並びに姫野誠一郎氏と同委員会事務局を含む複数の者との間でやり取りされたメール
3. 「PFAS ワーキンググループ準備作業への参加者」
- 1) 上記タイトルがつけられた資料（令和7年4月9日食品安全委員会による）の作成に至る過程で作成・取得・閲覧した一切の記録・資料。
 - 2) 上記タイトルがつけられた資料の提供について決裁した記録及び決裁に付随して作成・取得した記録

別紙2

令和7年4月9日 食品安全委員会

PFAS リーキンググループ 準備作業への参加者

	日付	参加者（専門委員又は専門参事人）
1	2023.4.19	伊藤佐智子、菊田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、澤田典絵、祖父江友孝、能田希、中山祥嗣、西浜柚季子、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉
2	2023.4.20	石塚真由美、小池英子、渋谷淳、田中徹也、姫野誠一郎、森田健
3	2023.4.21	姫野誠一郎、松井徹、吉成浩一
4	2023.5.19	浅見真理、中山祥嗣、姫野誠一郎
5	2023.5.26	浅見真理、石塚真由美、伊藤佐智子、菊田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、小池英子、渋谷淳、祖父江友孝、能田希、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉、松井徹、森田健、吉成浩一
6	2023.6.15	姫野誠一郎、松井徹、吉成浩一
7	2023.6.22	浅見真理、石塚真由美、菊田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、澤田典絵、渋谷淳、祖父江友孝、能田希、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉、松井徹、森田健
8	2023.7.27	浅見真理、池田敦子、菊田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、小池英子、澤田典絵、祖父江友孝、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉、松井徹、森田健、吉成浩一
9	2023.8.24	浅見真理、中山祥嗣、姫野誠一郎、広瀬明彦、松井徹、吉成浩一
10	2023.9.12	池田敦子、菊田香苗、岸玲子、田中徹也、姫野誠一郎
11	2023.9.13	黒田悦史、能田希、中山祥嗣、西浜柚季子、福島若葉
12	2023.9.25	黒田悦史、能田希、中山祥嗣、西浜柚季子、福島若葉
13	2023.9.28	浅見真理、池田敦子、石塚真由美、菊田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、小池英子、澤田典絵、祖父江友孝、能田希、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、広瀬明彦、福島若葉、松井徹、森田健
14	2023.10.10	澤田典絵、祖父江友孝、姫野誠一郎
15	2023.10.18	浅見真理、池田敦子、石塚真由美、菊田香苗、川村孝、黒田悦史、澤田典絵、渋谷淳、祖父江友孝、能田希、田中徹也、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、福島若葉、松井徹、森田健、吉成浩一
16	2023.10.24	石塚真由美、小池英子、渋谷淳、姫野誠一郎、吉成浩一

17	2023.10.24	姫野誠一郎、松井徹、吉成浩一
18	2023.12.4	浅見真理、池田敦子、石塚真由美、菊田香苗、川村孝、岸玲子、黒田悦史、小池英子、澤田典絵、祖父江友孝、中山祥嗣、西浜柚季子、長谷川健、姫野誠一郎、福島若葉、松井徹、吉成浩一
19	2023.12.15	澤田典絵、渋谷淳、祖父江友孝、姫野誠一郎
20	2023.12.20	池田敦子、龍田希、中山祥嗣、姫野誠一郎、広瀬明彦、松井徹
21	2023.12.25	池田敦子、龍田希、中山祥嗣、姫野誠一郎、広瀬明彦、松井徹
22	2024.1.15	浅見真理、池田敦子、龍田希、中山祥嗣、姫野誠一郎、広瀬明彦、松井徹
23	2024.4.9	姫野誠一郎
24	2024.4.19	浅見真理、池田敦子、祖父江友孝、龍田希、中山祥嗣、姫野誠一郎、松井徹

別添2 原処分で特定した文書（本件対象文書）

通し番号	行政文書の名称等
文書1	打合せ会（2023. 04. 19）議事次第
文書2	打合せ会（2023. 04. 19）PFASWG 専門委員名簿
文書3	打合せ会（2023. 04. 19）資料1
文書4	打合せ会（2023. 04. 19）資料2
文書5	打合せ会（2023. 04. 19）資料3
文書6	打合せ会（2023. 04. 19）資料4
文書7	打合せ会（2023. 04. 19）参考資料
文書8	打合せ会（2023. 04. 20）議事次第
文書9	打合せ会（2023. 04. 20）PFASWG 専門委員名簿
文書10	打合せ会（2023. 04. 20）資料1
文書11	打合せ会（2023. 04. 20）資料2
文書12	打合せ会（2023. 04. 20）資料3
文書13	打合せ会（2023. 04. 20）資料4
文書14	打合せ会（2023. 04. 20）参考資料
文書15	打合せ会（2023. 04. 21）議事次第
文書16	打合せ会（2023. 04. 21）PFASWG 専門委員名簿
文書17	打合せ会（2023. 04. 21）資料1
文書18	打合せ会（2023. 04. 21）資料2
文書19	打合せ会（2023. 04. 21）資料3
文書20	打合せ会（2023. 04. 21）資料4
文書21	打合せ会（2023. 04. 21）参考資料
文書22	打合せ会（2023. 05. 19）議事次第
文書23	打合せ会（2023. 05. 19）資料1
文書24	打合せ会（2023. 05. 19）資料2
文書25	打合せ会（2023. 05. 19）資料3－1
文書26	打合せ会（2023. 05. 19）資料3－2
文書27	打合せ会（2023. 05. 19）資料3－3
文書28	打合せ会（2023. 05. 19）資料3－4－1
文書29	打合せ会（2023. 05. 19）資料3－4－2
文書30	打合せ会（2023. 05. 19）資料3－5
文書31	打合せ会（2023. 05. 19）資料3－6
文書32	打合せ会（2023. 05. 19）資料3－7
文書33	打合せ会（2024. 01. 15）議事次第
文書34	打合せ会（2024. 01. 15）資料1

文書 3 5	打合せ会 (2024. 01. 15) 別紙
文書 3 6	打合せ会 (2024. 01. 15) 資料 2

別表 原処分に係る不開示部分とその理由

行政文書の名称等	不開示とした部分	不開示理由
文書 3 打合せ会 (2023. 04. 19) 資料 1	委員の氏名	委員等のコメントに関し、委員が特定される部分及び公にすることについて委員の了解が得られなかった部分は、これを公にすることにより、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、法第 5 条第 5 号に該当するほか、率直な意見交換が担保されなければ、今後の同種の会議等において参加する委員等が率直な意見の表出を躊躇し、自由闊達な議論に支障をきたすなど、国の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号柱書に該当する。
文書 4 打合せ会 (2023. 04. 19) 資料 2	委員の氏名及びコメント	
文書 1 0 打合せ会 (2023. 04. 20) 資料 1	委員の氏名	
文書 1 1 打合せ会 (2023. 04. 20) 資料 2	委員の氏名及びコメント	
文書 1 7 打合せ会 (2023. 04. 21) 資料 1	委員の氏名	
文書 1 8 打合せ会 (2023. 04. 21) 資料 1	委員の氏名及びコメント	
文書 2 3 打合せ会 (2023. 05. 19) 資料 1	委員の氏名及びコメント	
文書 3 3 打合せ会 (2024. 01. 15) 議事次第	委員の氏名	
文書 3 4 打合せ会 (2024. 01. 15) 資料 1	委員の氏名及びコメント	
文書 3 5 打合せ会 (2024. 01. 15) 別紙	委員の氏名及びコメント	